







図書館と著作権

日本図書館協会著作権委員会
(千葉大学情報部学術情報課)
森 一郎

本日の内容

著作権法の基礎的事項(スライド3~19)
主な図書館サービスと著作権(スライド20~48)
許諾等による著作物の利用(スライド49~53(別資料))
法改正について(スライド54(別資料))

- 凡例
-  著作権法条文
 -  著作権法施行令条文
 -  著作権法施行規則条文
 -  著作権等管理事業法条文
 -  図書館法条文
 -  その他

[著作権法の] 目的

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送
に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これら
の文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利
の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。
(著作権法1条)

[著作物の] 定義

思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

(著作権法2条1項1号)

4

著作物の例示

この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 1 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 2 音楽の著作物
- 3 舞踊又は無言劇の著作物
- 4 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 5 建築の著作物
- 6 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 7 映画の著作物
- 8 写真の著作物
- 9 プログラムの著作物

(著作権法10条1項)

5

保護を受ける著作物

著作物は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

- 1 日本国民(わが国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。)の著作物
- 2 最初に国内において発行された著作物(最初に国外において発行されたが、その発行の日から三十日以内に国内において発行されたものを含む。)
- 3 前二号に掲げるもののほか、条約によりわが国が保護の義務を負う著作物

(著作権法6条)

6

権利の目的とならない著作物

次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。

- 1 憲法その他の法令
- 2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの
- 3 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの
- 4 前3号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの

(著作権法13条)
7

著作権

著作者人格権	公表権(18条) / 氏名表示権(19条) / 同一性保持権(20条)
著作権に含まれる権利の種類	複製権(21条) / 上演権、演奏権(22条) / 上映権(22条の2) / 公衆送信権(23条) / 口述権(24条) / 展示権(25条) / 頒布権(26条) / 譲渡権(26条の2) / 貸与権(26条の3) / 翻訳権、翻案権(27条) / 二次的著作物の利用に関する原作者の権利(28条)

8

著作権の譲渡

著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。
(著作権法61条1項)

9

著作物の利用の許諾

著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。

(著作権法63条1項)

10

共有著作権の行使

共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。

(著作権法65条2項)

11

保護期間の原則

著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後(共同著作物にあっては、最終に死亡した著作者の死後。次条第1項において同じ。)50年を経過するまでの間、存続する。

(著作権法51条2項)

12

団体名義の著作物の保護期間

法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後50年(その著作物はその創作後50年以内に公表されなかったときは、その創作後50年)を経過するまでの間、存続する。

(著作権法53条1項)

13

映画の著作物の保護期間

映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後70年(その著作物はその創作後70年以内に公表されなかったときは、その創作後70年)を経過するまでの間、存続する。

(著作権法54条1項)

14

保護期間の計算方法

第51条第2項、第52条第1項、第53条第1項又は第54条第1項の場合において、著作者の死後50年、著作物の公表後50年若しくは創作後50年又は著作物の公表後70年若しくは創作後70年の期間の終期を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算する。

(著作権法57条)

15

相続人の不存在の場合等 における著作権の消滅

著作権は、次に掲げる場合には、消滅する。

- 1 著作権者が死亡した場合において、その著作権が民法（明治29年法律第89号）第959条（残余財産の国庫への帰属）の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。
- 2 著作権者である法人が解散した場合において、その著作権が民法第72条第3項（残余財産の国庫への帰属）その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。

(著作権法62条1項)

16

著作者人格権の一身専属性

著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。

(著作権法59条)

17

著作者が存しなくなった後 における人格的利益の保護

著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなった後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。

(著作権法60条)

18

著作者又は実演家の死後における 人格的利益の保護のための措置

著作者又は実演家の死後においては、その遺族(死亡した著作者又は実演家の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。)は、当該著作者又は実演家について第60条又は第101条の3の規定に違反する行為をする者又はするおそれがある者に対し第112条の請求を、故意又は過失により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為又は第60条若しくは第101条の3の規定に違反する行為をした者に対し前条の請求をすることができる。

(著作権法116条1項)

19

主な図書館サービスと著作権

図書館サービス	関係する主な権利	関係する権利制限規定
書籍・雑誌	- - - - -	- - - - -
閲覧	録音図書	口述権(24条)
	音楽資料	演奏権(22条)
貸出	映像資料	上映権(22条の2)
	映像資料以外	貸与権(26条の3)
コピーサービス	映像資料	頒布権(26条)
	複製権(21条)	図書館等における複製(31条)
	譲渡権(26条の2)	複製権の制限により作成された複製物の譲渡(47条の4)
点訳	複製権(21条)	点字による複製等(37条)
音訳	複製権(21条)	点字による複製等(37条3項)
読み聞かせ・お話し	口述権(24条)	営利を目的としない上演等(38条1項)

20

[上演,演奏,口述の] 定義

この法律において、「上演」、「演奏」又は「口述」には、著作物の上演、演奏又は口述で録音され、又は録画されたものを再生すること(公衆送信又は上映に該当するものを除く。)及び著作物の上演、演奏又は口述を電気通信設備を用いて伝達すること(公衆送信に該当するものを除く。)を含むものとする。

(著作権法2条7項)

21

[上映の] 定義

著作物(公衆送信されるものを除く。)を映写幕その他の物に映写することをいい、これに伴って映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする。

(著作権法2条1項17号)

22

営利を目的としない上演等 [1]

公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

(著作権法38条1項)

23

著作物の公表

著作物は、発行され、又は第22条から第25条までに規定する権利を有する者若しくはその許諾を得た者によって上演、演奏、上映、公衆送信、口述、若しくは展示の方法で公衆に提示された場合(建築の著作物にあっては、第21条に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者によって建設された場合を含む。)において、公表されたものとする。

(著作権法4条1項)

24

著作物の発行

著作物は、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、第21条に規定する権利を有する者又はその許諾(第63条第1項の規定による利用の許諾をいう。第4条の2及び第63条を除き、以下この章及び次章において同じ。)を得た者若しくは第79条の出版権の設定を受けた者によって作成され、頒布された場合(第26条、第26条の2第1項又は第26条の3に規定する権利を有する者の権利を害しない場合に限る。)において、発行されたものとする。

(著作権法3条1項)

25

営利を目的としない上演等 [2]

公表された著作物(映画の著作物を除く。)は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供することができる。

(著作権法38条4項)

26

[頒布の] 定義

有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することをいい、映画の著作物又は映画の著作物において複製されている著作物にあっては、これらの著作物を公衆に提示することを目的として当該映画の著作物の複製物を譲渡し、又は貸与することを含むものとする。

(著作権法2条1項19号)

27

営利を目的としない上演等 [3]

映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設(営利を目的として設置されているものを除く。)で政令で定めるものは、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第26条に規定する権利を有する者(第28条の規定により第26条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。)に相当な額の補償金を支払わなければならない。

(著作権法38条5項)

28

映画の著作物の複製物の貸与が認められる施設

法第38条第5項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 1 国又は地方公共団体が設置する視聴覚教育施設
- 2 図書館法第2条第1項の図書館
- 3 前二号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は公益法人が設置する施設で、映画フィルムその他の視聴覚資料を収集し、整理し、保存して公衆の利用に供する業務を行うもののうち、文化庁長官が指定するもの

(著作権法施行令2条の3、11項)

29

[図書館法における図書館の] 定義

この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

(図書館法2条1項)

30

[複製の] 定義

印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。

- イ 脚本その他これに類する演劇用の著作物 当該著作物の上演、放送又は有線放送を録音し、又は録画すること。
- ロ 建築の著作物 建築に関する図面に従って建築物を完成すること。

(著作権法2条1項15号)

31

図書館等における複製

図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この条において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

- 1 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部)の複製物を1人につき1部提供する場合
- 2 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 3 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

(著作権法31条)

32

図書館資料の複製が認められる図書館等 [1]

法第31条(法第86条第1項及び第102条第1項において準用する場合を含む。)の政令で定める図書館その他の施設は、国立国会図書館及び次に掲げる施設で図書館法(昭和25年法律第108号)第4条第1項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員が置かれているものとする。

- 1 図書館法第2条第1項の図書館
- 2 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の大学又は高等専門学校(次号において「大学等」という。)に設置された図書館及びこれに類する施設
- 3 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館

(著作権法施行令第1条の3、1項、柱書、1～3号)

33

図書館資料の複製が認められる図書館等 [2]

- 4 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によって設置されたもの
- 5 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの
- 6 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は民法(明治29年法律第89号)第34条の法人その他の営利を目的としない法人(次条から第3条までにおいて「公益法人」という。)が設置する施設で前二号に掲げる施設と同種のもののうち、文化庁長官が指定するもの

(著作権法施行令第3条の3、1項、4～6号)

34

司書に相当する職員 [1]

令第1条の3第1項の文部科学省令で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者で本務として図書館の専門的業務又はこれに相当する事務(以下「図書館事務」という。)に従事するものとする。

- 1 図書館法(昭和25年法律第108号)第4条第2項の司書となる資格を有する者
- 2 図書館法第4条第3項の司書補となる資格を有する者で当該資格を得た後4年以上図書館事務に従事した経験を有するもの

(著作権法施行規則1条の2、柱書、1～2号)

35

司書に相当する職員 [2]

- 3 人事院規則で定める採用試験のうち、主として図書館学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職を対象とするものに合格した者
- 4 大学又は高等専門学校を卒業した者で、1年以上図書館事務に従事した経験を有し、かつ、文化庁長官が定める著作権に関する講習を修了したもの
- 5 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第3学年を修了した者で、4年以上図書館事務に従事した経験を有し、かつ、文化庁長官が定める著作権に関する講習を修了したもの

(著作権法施行規則1条の2、3～5号)

36

複製主体について

複製を行うことができる主体は図書館等であり、複製を行うに当たっては、当該図書館等の責任において、その管理下にある人的・物的手段を用いて行うことを要するものと解される。その運営が適正に行われるようにするため、著作権法施行規則第1条に定める有資格者(司書又はこれに相当する職員)が置かれていることが複製を行うことのできる条件とされており、従って、コイン式複写機器により複写請求者自身により複製させたり、複製をコピー業者に委託したりすることはこの規定の趣旨を逸脱するものと解される。

ただし、複写複製物の請求からその交付に至る間の手続を厳正なものとするのであれば、作業としての複製行為のみを複写請求者又はコピー業者に行わせることは許容されてよいと解する見解もあることを付記しておく。

「著作権審議会第4小委員会(複写複製関係)報告書(1976)pp.24-25」

37

複写複製サービスの条件について

この規定においては、著作物の一部分の複製を認めるものであって、著作物の全部又は相当部分の複製を許容するものではない。「一部分」とは、少なくとも半分を超えないものを意味するものと考えられる。また、著作物が多数収録されている編集物にあっては、「定期刊行物」を除き、掲載されている個々の著作物について「一部分」であることを要するものである。「定期刊行物」については、「発行後相当期間を経過」したものであれば、そこに掲載されている個々の著作物の全部の複製までを認めているが、通常の販売経路において当該定期刊行物入手することができない状態をもって「相当期間を経過」したものと理解すべきであろう。

「著作権審議会第4小委員会(複写複製関係)報告書(1976)p.25」

38

著作権の制限により作成された複製物の譲渡

第31条第1号 [略] の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物(第31条第1号 [略] の規定に係る場合にあっては、映画の著作物の複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあっては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。)を除く。)の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第31条第1号 [略] の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(第31条第1号 [略] の規定に係る場合にあっては、映画の著作物の複製物を除く。)を、第31条第1号 [略] に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

(著作権法47条の4)

39

点字による複製等 [1]

公表された著作物は、点字により複製することができる。
(著作権法37条1項)

40

点字による複製等 [2]

点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、公表された著作物について、専ら視覚障害者向けの貸出しの用若しくは自動公衆送信(送信可能化を含む。以下この項において同じ。)の用に供するために録音し、又は専ら視覚障害者の用に供するために、その録音物を用いて自動公衆送信を行うことができる。
(著作権法37条3項)

41

著作物等の録音が認められる施設 [1]

法第37条第3項(法第102条第1項において準用する場合を含む。)の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項の知的障害児施設(専ら視覚障害を併せ有する児童を入所させるものに限る。)及び盲ろうあ児施設(専ら同法第43条の2の盲児を入所させるものに限る。)で国、地方公共団体又は公益法人が設置するもの
- 2 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項の視聴覚障害者情報提供施設(点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を視覚障害者の利用に供するもの並びに点字刊行物を出版するものに限る。)で国、地方公共団体又は公益法人が設置するもの

(著作権法施行令2条. 柱書, 1~2号)

42

著作物等の録音が認められる施設 [2]

- 3 学校図書館法(昭和28年法律第185号)第2条の学校図書館で学校教育法第1条の特別支援学校(視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を行うものに限る。)に設置されたもの
- 4 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3の養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム(専ら視覚障害者を入所させるものに限る。)

(著作権法施行令第2条. 3~4号)

43

著作物等の録音が認められる施設 [3]

- 5 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設(専ら視覚障害者を入所させるものに限る。)及び同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第6項に規定する生活介護, 同条第13項に規定する自立訓練, 同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設(専ら視覚障害者を入所させるものに限る。)で国, 地方公共団体又は公益法人が設置するもの
- 6 学校教育法第1条の大学(専ら視覚障害者を入学させる学部又は学科を置くものに限る。)に設置された図書館及びこれに類する施設の全部又は一部で, 録音物を専ら当該学部又は学科の学生の利用に供するものとして文化庁長官が指定するもの

(著作権法施行令第2条. 5~6号)

44

裁判手続等における複製

著作物は, 裁判手続のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には, その必要と認められる限度において, 複製することができる。ただし, 当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は, この限りでない。

(著作権法42条1項)

45

学校その他の教育機関における複製等

学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

(著作権法35条1項)

46

私的使用のための複製

著作権の目的となっている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

- 1 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。)を用いて複製する場合

- 2 [略]

(著作権法30条1項)

47

自動複製機器についての経過措置

著作権法第30条第1項第1号及び第119条第2項第2号の規定の適用については、当分の間、これらの規定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないものとする。

(著作権法附則5条の2)

48

[著作権等管理事業法の] 目的

この法律は、著作権及び著作隣接権を管理する事業を行う者について登録制度を実施し、管理委託契約約款及び使用料規程の届出及び公示を義務付ける等その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、著作権及び著作隣接権の管理を委託する者を保護するとともに、著作物、実演、レコード、放送及び有線放送の利用を円滑にし、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

(著作権等管理事業法1条)

49

利用の許諾の拒否の制限

著作権等管理事業者は、正当な理由がなければ、取り扱っている著作物等の利用の許諾を拒んではならない。

(著作権等管理事業法16条)

50

著作権者不明等の場合 における著作物の利用

公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

(著作権法67条1項)

51

図書館における著作物の 利用に関する当事者協議会

年	月	組織等名称
平成12年	10月	文化庁著作権審議会マルチメディア小委員会「図書館における著作物等の利用に関するワーキンググループ」
平成14年	2月	「図書館等における著作物等の利用に関する検討」
平成14年	11月	「図書館等における著作物等の利用に関する当事者協議」
平成16年	5月	「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」

権利者側団体	学術著作権協会, 出版者著作権管理機構, 日本映像ソフト協会, 日本書籍出版協会, 日本文藝家協会 (オブザーバ) 日本新聞協会, 日本複写権センター
図書館側団体	国公立大学図書館協力委員会, 全国学校図書館協議会, 全国公共図書館協議会, 専門図書館協議会, 日本図書館協会 (オブザーバ) 国立国会図書館, 日本看護図書館協会

(50音順, 平成21年10月26日現在)

52

著作物利用に関するガイドライン等

作成年	ガイドライン等名称
平成10年	[上映会に関する] 了解事項
平成13年	[ビデオ上映に関する] 合意事項
平成15年	大学図書館における文献複写に関する実務要項
平成16年	公立図書館貸出実態調査2003報告書
	障害者用音訳資料利用ガイドライン
	大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン
平成18年	複製物の写り込みに関するガイドライン
	図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン

53

著作権法の一部を改正する法律 (平成以降)

制定年	主な改正点
平成元年	実演家, 条約との調整
平成3年	レコードの保護強化
平成4年	私的録音録画補償金制度の創設
平成6年	世界貿易機関協定との調整
平成8年	写真の保護期間延長
平成9年	インタラクティブ送信への対応, 公衆送信権
平成11年	上映の概念変更, 譲渡権
平成12年	福祉目的の権利制限拡大, 条約との調整
平成14年	実演家人格権
平成15年	拡大教科書作成の複製権制限, 教育目的等の公衆送信権制限, 映画の保護期間延長
平成16年	レコード輸入権, 書籍等の貸与権適用除外廃止
平成18年	録音図書の公衆送信権制限, 行政手続等の複製権制限
平成21年	ネット利用の円滑化, 福祉目的の権利制限拡大, 違法著作物の流通抑止

54